

修了評価の取扱い

1 修了評価について

- (1) 修了評価は、受講者の理解度を確認すること及び研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。
- (2) 事業者は、全科目の修了時に、長野県生活援助従事者研修カリキュラム（別表第 2-2）中「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」の「各科目の到達目標、評価、内容」において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価すること。
- (3) 修了評価は、筆記試験により 0.5 時間程度実施すること。なお、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めない。
- (4) 修了評価は、次の評価基準のとおり理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分で評価し、C 以上が評価基準を満たしているものとする。
評価基準（100 点を満点評価とする）
A=90 点以上、B=80～89 点、C=70～79 点、D=70 点未満
- (5) 前項の他、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、講師により介護技術を習得したと評価されていること。
- (6) 修了時の評価ポイントに示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に到達するまで再評価を行うようにすること。

2 修了証明書

- (1) 修了証明書の交付は、指定要綱第 12 条による。
- (2) 補講を行わない場合、受講者が他の事業者での履修する場合等の、修了認定をしない場合については、履修科目表（参考 15-2）を交付し、受講者が他の事業者の行う研修を履修できるよう留意する。
- (3) 修了年月日欄には研修最終日を記載すること。